

平成29年8月4日

関係団体の長 殿

東京労働局労働基準部健康課長

8月以降における熱中症予防対策の徹底について

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、昨年同時期の状況より報告件数が多くなっていました。熱中症の発症のピークが、一般的に7月から8月であることを踏まえ、8月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

一方、労働者の熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）については、熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。